

名称：「固体農薬組成物」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 25 年(行ケ)第 10291 号 判決日：平成 26 年 7 月 16 日

判決：請求認容

特許法第 29 条の 2

キーワード：拡大先願発明、同一性、含有する

[概要]

本件は、原告が、「固体農薬組成物」に関する発明につき、特許出願をしたところ、拒絶査定（特許法第 29 条の 2）を受け、これに対して不服審判を請求したが、不成立審決（拒絶審決）を受けたため、これに不服のある原告が、審決の取り消しを求めた訴訟が、本事案である。

[本願発明（本願請求項 1）]

ワタ・・・から選ばれる吸油性の高い繊維作物の破断物と、常温で液体の農薬活性成分または農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物とを含有することを特徴とする水田用固体農薬組成物。

[審決が認定した相違点]

（一応の相違点 α ）：本願発明は「常温で液体の農薬活性成分または農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」の形態で含有されているのに対し、拡大先願発明は当該形態で含むものとして明示されていない点。⇒取消事由 2

（一応の相違点 β ）：本願発明の「組成物」が、「繊維作物の破断物」と「農薬活性成分」を含有するのに対し、拡大先願発明は「繊維作物の破断物」と「農薬活性成分」以外に「界面活性剤等」を含むものである点。⇒取消事由 1

[争点]

本願発明と、拡大先願発明との同一性判断の当否。

[裁判所の判断]

<取消事由 1 について>

本願発明は、・・・「ワタ、・・・から選ばれる吸油性の高い繊維作物の破断物」と「常温で液体の農薬活性成分または農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」とを必須の成分として「含有する」ことが要件となる水田用固体農薬組成物であるが、それら必須の成分以外に、農薬組成物が一般的に含有することのある様々な成分を含有することを排除するものではないことは、文言上明らかである。

・・・相違点がある場合に実質同一性を認める基準となる微差の点は、本件では問題とならず、農薬組成物に高吸水性ポリマーを配合することの周知性や効果を論ずる余地はない。原告の主張は、本願発明が高吸水性ポリマーを含んではならないものであることを前提とするものであって、前提において誤りである。

<取消事由 2：拡大先願発明の認定について>

イ 融点降下について

審決は、拡大先願発明の農薬活性成分であるアニロホスとベンフレセートが遊星運動型混合機による混合で融点降下して液状化すると認定した。

融点降下とは、異なる二種類の物質が混ざり合うことにより純粋な物質のときよりも融点が低くなる現象をいう（乙 2）。融点降下は、あらゆる物質を混合した場合に起きるわけでは

なく、むしろ、特定の選択された化合物間においてのみ認められ、(乙3, 4参照)、融点が低い化合物を混合したからといって常温で液状化するとはいえない。

しかるに、拡大先願発明において、アニロホス(8.0重量%)とベンフレセート(7.0重量%)は、・・・及びケナフ粉(10.0重量%)という大量の固体成分と一緒に混合されるから、アニロホスとベンフレセートの二成分のみが接触混合されるわけではない。・・・さらに、アニロホス、ベンフレセートを融点降下の生じ得る化合物として掲げている特開平10-158111号公報(甲2)においても、これらの二つの成分について融点降下が実際に生じた例やそのための条件に関する言及はない。

したがって、拡大先願発明において、アニロホス、ベンフレセートにつき融点降下が生じる条件が整っていると認めるに足る具体的・技術的根拠はなく、融点降下が起きていると断定することは困難である。

よって、アニロホスとベンフレセートが混合により融点降下して液状化するという審決の認定には、誤りがある。

ウ 液状化について

また、審決は、拡大先願発明では、ナタネ油や界面活性剤が実質上の液体溶媒として作用して、農薬活性成分がナタネ油に溶解又は分散した液状物の形態に含まれる旨推認した。

・・・拡大先願発明において、そもそも混合するナタネ油の量それ自体が非常に少なく、液体溶媒として機能する上で十分かという点が疑問である。・・・したがって、拡大先願発明において、ナタネ油が液体溶媒として機能するとは必ずしもいえず、この点においても、審決の判断には誤りがあるというべきである。

エ 農薬活性成分の状態

・・・拡大先願発明において、農薬活性成分が製造過程において液状になることはなく、「液体」又は「液状物」が「含有」されたものとはいえないから、「液体の農薬活性成分」又は「農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」を「含有」することを必須とする本願発明とはこの点において相違がある。

確かに、本願発明と拡大先願発明はいずれも物の発明であるところ・・・本願発明と拡大先願発明との間で固体農薬活性成分の存在形態に違いがない以上、両者を区別することはできない。・・・

このように、本願発明と拡大先願発明の固体農薬組成物に重なり合う部分があることは否定できないが、本願発明の請求項に「液体の農薬活性成分」又は「農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」を「含有」するという記載がある以上、拡大先願発明との対比においてこの点を無視することはできないのであって、拡大先願発明がこの点を具備しない以上、相違点と認めざるを得ない。

したがって、審決の一応の相違点αに関する判断には誤りがある。

以上

[コメント]

本判決では、「含有する」との文言については、その他の成分を含む余地があると認定し、拡大先願発明がその他成分を含んだとしても、相違点とは認定せず、一方、「液体等」であるか否かについては、具体的な構成まで判断した上で、相違点を有すると認定しており、当然に、理解できる判断がなされている。また、本事案では、特許庁の相違点の認定、及び、原告の反論には、拡大先願の地位に基づく同一性の判断手法(請求項に係る発明と、引用発明との対比)から逸脱していたが、本判決は、これらを失当であると認定した点は、審査段階で反論の際に、参考になるものとする。

[参考資料]

〈対比表〉

本願発明	甲1: 拡大先願発明 (実施例4)	審決の判断	原告の主張
<p>ワタ・・・ケナフ・・・から選ばれる吸油性の高い繊維作物の破断物</p> <p>常温で液体の農薬活性成分、または、農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物と</p> <p>取消事由2: 一応の相違点α</p>	<p>ケナフ粉</p> <p>農薬成分(アニロホス、ベンフレセート、エトキシアルファロン及びダイムロン)</p> <p>界面活性剤</p> <p>ナタネ油 6.0%</p> <p>甲2(参考文献A: 特開平10-15811) 化合物を混合することにより、単独の化合物と異なり、融点降下が生じ、液状化することが記載。また、アニロホス、ベンフレセートが、融点降下を生じる化合物として、紹介されている。</p>	<p>破断物に相当する。</p> <p>農薬成分(アニロホス、ベンフレセート)を混合することにより、融点降下が生じ、<u>農薬成分が常温で液状体</u>、もしくは、<u>ナタネ油や界面活性剤</u>などにより、<u>液状物を生成する。</u></p> <p>⇒相違点なしと判断</p>	<p>—</p> <p>アニロホス、ベンフレセート以外の成分も含むため、これらが含まれているからといって、当然に融点降下が生じるものではなく、また、ナタネ油などの配合量も微量で、液体・液状物を生成しているという根拠もない。</p> <p>⇒相違点ありと主張</p>
<p>本願明細書【0048】 成分安定化剤等を混合可能。</p> <p>取消事由1: 一応の相違点β</p>	<p>ジソブチルアクリル酸グラフト重合体部分 ナトリウム塩(甲1の必須成分: 高吸収性ポリマー) など</p>	<p>成分安定化剤に相当する。</p> <p>⇒相違点なしと判断</p>	<p>甲1は高吸収性ポリマーを必須成分とし、この成分により効果を奏する。この成分が課題解決に重要であり、この成分の有無の違いは、課題解決のための具体的な手段における微差とはいえず、本願発明と拡大先願発明とは実質同一に該当しない。また、この成分を成分安定化剤と認定することはできない。</p> <p>⇒相違点ありと主張</p>
<p>を含有することを特徴とする水田用固体農薬組成物</p>	<p>を含む水田に散布される浮遊性の農薬製剤</p>	<p>浮遊性を有するということは、液体ではなく、「固体」に相当する。</p> <p>審決: 本願発明と拡大先願発明とは、同一であり、29条の2により、特許を受けることができない。</p>	<p>—</p>